

〇 福島県 商工労働部からのお知らせ

令和2年度中小企業等復旧・復興支援事業

「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故」により被害を受けた県内中小企業者等の皆様に、事業再開に必要となる経費の一部を補助する制度です。

〇 受付期間

【令和2年9月7日(月)から令和2年9月30日(水)まで】

※ 申請は各地方振興局窓口へ直接持参してください(裏面参照)。

〇 前年度からの改正内容等

実績報告書における提出期限等

〇 補助内容 ※ 年度を超えた遡りは実施しません。

空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業

対象者	空き工場・空き店舗等を借りて 仮操業 する中小企業者等 ① 津波により被災し、区画整理事業等が遅れ未だ移転できない者 ② 原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に工場・店舗等があった者 * 区域の見直しがあった地域も対象となります。
補助対象経費	① 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用(必須) ② 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 ③ 空き工場・店舗等の改装費用 ④ 代替設備の借り上げ費用
補助率	・避難指示区域等で被災した者又は津波により被災し、区画整理事業等が遅れ未だ移転できない者のうち全壊の者 3/4以内 ・上記の津波被災者のうち半壊の者 1/2以内
補助金額	25万円以上500万円(製造業者は、50万円以上2,500万円)まで

※ 対象者・補助内容につきましては、福島県商工労働部ホームページに本制度の要綱を掲載する予定です。(**福島県 中小企業等** で検索してください。)

○ 申請窓口

最寄りの地方振興局（地域づくり・商工労政課）へ持参して申請してください。
申請書は、窓口または福島県商工労働部ホームページより、入手できます。

- 県北地方振興局
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎） 電話024-521-2658
- 県中地方振興局
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 電話024-935-1292
- 県南地方振興局
〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話0248-23-1546
- 会津地方振興局
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 電話0242-29-5292
- 南会津地方振興局
〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 電話0241-62-5205
- 相双地方振興局
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 電話0244-26-1142
- いわき地方振興局
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話0246-24-6006

○ お問い合わせ先

福島県庁商工労働部

企業立地課 電話 024-521-7882（製造業、建設業）

商業まちづくり課 電話 024-521-7299（卸売・小売業、
サービス業他）

